

子育てのための施設等利用給付（2号・3号）のご案内（幼稚園・企業主導型・東京都認証保育所の利用者除く）

令和6年
2月更新

0～2歳児クラスの子育て世帯及び、3～5歳児クラスの保育を必要とする方を対象に、対象施設等を利用した場合、上限額の範囲で「子育てのための施設等利用給付」があります。当該給付を受けるためには、**必ず事前に申請が必要**になりますのでご注意ください。

1. 対象者 及び 市内対象施設

◆ 対象者

稲城市在住で下記①～③の3つの条件をすべて満たす方

- ① 0～2歳児クラスの子育て世帯、及び3～5歳児クラスの児童（※1参照）
※ 対象外：0～2歳児クラスの市町村民税課税世帯
- ② 特定教育・保育施設等（認可保育所、認定こども園、保育ママ等、新制度幼稚園等（※2参照）又は企業主導型保育事業を利用していない方
- ③ 市から保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定）を受けた方
参照：裏面の「3. 手続きの流れ（1）保育の必要性の認定申請」内の表

※1）非課税判定は4月～8月利用分は前年度、9月～3月利用分は当該年度課税額により決定します。

※2）幼稚園利用者は、幼稚園利用者向けのご案内をご覧ください。

※3）東京都認証保育所の利用者は、「東京都認証保育所を利用される方へ子育てのための施設等利用給付及び認可外保育事業利用者利用料補助金のご案内」をご覧ください。

※4）企業主導型の利用者は、「企業主導型保育事業を利用される方へ 保育料の無償化及び認可外保育事業利用者利用料補助金のご案内」をご覧ください。

◆ 市内対象施設等（特定子ども・子育て支援施設等）

令和6年4月時点

	種別	施設名称
1	認可外保育施設	都道府県に届出をしている認可外保育事業（西都ヤクルト保育室、稲城市立病院院内保育室ぴち・ふるーる等） ※ 令和6年10月1日以降、認可外保育施設については都道府県等の指導監督基準を満たす施設のみが、子育てのための施設等利用給付の対象となります。施設の利用状況によっては、施設等利用給付の対象外となる場合がありますのでご了承ください。
2	一時預かり事業（国制度）	ひらお保育園、松葉保育園、もみの木保育園若葉台、若葉台バオバブ保育園、中島ゆうし保育園、本郷ゆうし保育園、稲城矢野口雲母保育園、いなぎのぞみ保育園、大丸ゆうし保育園、しおどめ保育園稲城
3	ファミリー・サポート・センター事業	稲城市ファミリー・サポート・センター事業 ※預かりに関するもののみ対象です。
4	病児保育事業	病児保育室「ばんび」、病後児保育室「コロボックル」

※ 市外の対象施設等については、各施設または施設所在自治体にお問い合わせください。

※ 対象施設については、東京都HP、市HPに最新情報を掲載しています。

2. 給付上限額（※食材料費、通園送迎費、行事費その他実費に係る費用は対象外）

下記の利用料が「子育てのための施設等利用給付」の対象となります。

	年齢クラス	認定区分	給付上限
ア	0～2歳児クラス（非課税世帯）	新3号認定	月額：42,000円まで
イ	3～5歳児クラス	新2号認定	月額：37,000円まで

3. 手続きの流れ

(1) 保育の必要性の認定申請

給付開始希望前までに、市に「子育てのための施設等利用給付認定申請（2号・3号）」をする必要がありますので、必ずご申請ください。（申請書は、施設または市 HP から入手可能）

※ 認定以前から保育の必要性について要件を満たしている場合は、申請日以降又は認定希望日以降の日のどちらか遅い日を「認定日」とします。遡及しての認定はいたしませんので、ご注意ください。

※ すでに認定を持っている方は、申請不要。ただし、認定申請時の状況と現在の状況が変更している場合は、市に「家庭状況変更届」の提出が必要となります。保育の要件を満たしていないと判断した場合は、施設等利用給付の補助が対象外となることもあります。

【提出書類】

- ① 「子育てのための施設等利用給付認定申請書（2号・3号）」
- ② 保育を必要とする理由が確認できる書類（父母それぞれ必要）
※ 詳細は、次頁の表参照
- ③ 市町村民税課税証明書（令和5年度分及び令和6年度分）【0～2歳児クラスで非課税世帯で、令和5年及び令和6年1月1日時点で稲城市に住民票がない方のみ】

※ 令和5年度分に関しては、令和5年1月1日時点で住民票のあった自治体で、市町村民税課税証明書の発行が可能です。

※ 令和6年度分に関しては、令和6年1月1日時点で住民票のあった自治体で、市町村民税課税証明書を発行（通常6月頃）し、速やかにご提出ください。

【提出期限】

利用開始月の前月20日（市役所閉庁日または休日開庁日の場合はその前の開庁日）まで

※ 申請が遅れた場合は、申請日からの認定となり、給付上限額が日割り計算されます。

【提出先】

〒206-8601

稲城市子ども福祉部子育て支援課保育・幼稚園係（市役所2階5番窓口）

※ 郵便事故等による不着の場合、市は責任を負いかねます。

※ 施設で取りまとめて提出する場合は、施設の指示に従ってご提出ください。

【認定通知書】

給付認定申請書のご提出後、市で申請内容を確認し、後日認定通知書を保護者宛に送付します。不足書類がある場合は、認定ができませんので、不足書類が揃い申請内容の確認ができましたら、認定通知書を送付します。

通知書の発送には、申請から1か月程度かかる見込みです。

【保育の必要性の認定事由・提出書類】（※父親、母親分ともに必要となります。）

保育を必要とする事由	対象者	必要書類
就労	被雇用者の方 （下記、自営業に該当しない正社員、派遣社員、契約社員、パート等が対象）	「就労証明書」 ※ 就労時間の最低基準は、 <u>週12時間以上</u> です。 ※ 就労内定中の方は、就労開始後に、就労開始後の証明日でご提出ください。
	自営業の方 ※ <u>親族経営の従業員を含む。</u> ※ 業務委託を受けている方、フリーランス、会社役員を含む。	①「就労証明書」 ②「スケジュール表」 ③ 自営の証明書類の写し（1）～（3）のうち1点 ※ ただし法人の場合、又は自宅以外の場所に事業所を構えている場合は提出不要。 （1）確定申告書（事業を実施している直近年のもの） （2）直近3か月の収入が分かる書類 （3）営業許可証（開業届） ※ 勤務実態調査のために後日追加で資料の提出を求める場合があります。
妊娠・出産	出産のため準備・休養が必要な方 ※認定期間は、最長で出産予定月とその前後2カ月の計5カ月間になります。	母子手帳のコピー （父母氏名、分娩予定日の記載ページ） ※ 出産月及びその前後2カ月の間に限る。
疾病・障害	病気、負傷、心身に障害があるため、保育が困難な方	診断書（治療期間と家庭保育が困難であることが記載されているもの）、又は障害者手帳等の写し
介護・看護	・同居している病気の方や障害者を介護、看護している方 ・病院や施設に継続的に付き添いしている方	① 被介護者の診断書、又は障害者手帳の写し等 ② 「スケジュール表」 ※ 週12時間以上の介護・看護が必要。
就学	就学・技術習得等のため、保育にあたることができない方	① 在学証明書（入学予定の場合は合格通知等） ② スケジュール表 ※ 週12時間以上の就学が必要
求職中	求職活動をしている方	申請書の求職活動欄に詳細を記入ください。（面接予定日、就労相談日等） ※ 入所月を含む3カ月以内に就労を開始する必要があります。

- ※ 就労証明書、スケジュール表は、市様式のを市HPからダウンロードしてご提出ください。
- ※ 求職中の方につきまして、求職活動の確認のため、事業者等に直接確認する場合がございます。
- ※ 育児休業中の方の認定に関しては、認可外保育施設の利用児童が施設を開始した時点で保護者が就労しており、利用開始後に下の子の出産に伴い育児休業を取得した場合のみ、施設等利用給付の補助対象となります。施設の利用開始時点で育休中の場合は、施設等利用給付の補助対象外ですが、復職後から施設等利用給付の補助対象となります。

（2）施設等の利用・利用料の支払い【償還払い】

利用者（＝保護者）は、利用料全額を施設にお支払ください。その後、施設から「特定子ども子育て支援提供証明書」及び領収書を発行してもらい、市に「子育てのための施設等利用給付」を請求する際に、請求書に添付してご提出ください。

(3) 領収書及び提供証明書の受領

利用した認可外保育施設等に、利用月の「特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書」及び領収書の発行依頼をして、受け取ってください。市役所に請求の際、添付書類として必要になります。

(4) 施設等利用費の請求

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）を利用した方は、下記①②④の3点が、請求時に必要です。それ以外の利用者に関しては①～③の3点が必要となります。

	提出書類	ファミリー・サポート・センターの利用者	左記以外の利用者
①	請求書：「子育てのための施設等利用費請求書（認可外保育施設等償還払い用）」	○	○
②	添付書類：領収書 （※利用月分の発行が必要です。）	○	○
③	添付書類：「特定子ども・子育て支援提供証明書」 （※利用月分の発行が必要です）		○
④	添付書類：活動報告書	○	

【請求期限】

7月・10月・1月・翌年度4月の各月15日までに市役所に請求
（市役所閉庁日、及び休日開庁日の場合は、翌営業日まで）

(5) 施設等利用費の支払い

下記スケジュールで、指定された請求者名義の口座にお振込みします。

【支払予定日】

期別	請求期限	支払月（予定）
1回目	令和6年7月15日まで	令和6年8月末頃
2回目	令和6年10月15日まで	令和6年11月末頃
3回目	令和7年1月15日まで	令和7年2月末頃
4回目	令和7年4月15日まで	令和7年5月末頃

※「子育てのための施設等利用費」の請求後、決定通知等の送付は行いませんので、支給額は、通帳の記帳等によってご確認ください。

問い合わせ

〒206-8601 稲城市東長沼 2111

稲城市子育て支援課 保育・幼稚園係

電話：042-378-2111（内線 233・234）